

第2部 実施計画の内容

1. 市・市民・事業者の相互信頼を基にした自主的な連携

◎連携・ネットワークの整備：市・市民・事業者・警察等が連携を取り合い、情報の共有化が図れるような各コミュニティのネットワーク整備の推進

事業		事業概要	事業内容	
市	(1) 推進体制の整備	① 連携体制の整備 (生活安全室)	・施策を総合的に推進するための庁内連絡体制の充実。	
		② 連絡網の整備 (生活安全室)	・市民・事業者及び関係機関等と連携し、施策を推進するため連絡網の活用の充実。	
		③ 関係機関との体制づくり (生活安全室)	・犯罪の多様化に応じた施策推進にあたっての関係機関との連携の充実。	
		④ 交番の適正な配置 (企画政策部、生活安全室)	・防犯対策に配慮した交番の適正な配置について調整等を行う。	
	(2) 市職員による犯罪被害者の保護及び連絡体制の整備	① 犯罪被害者の保護 (生活安全室)	・犯罪等の現場に遭遇した場合に被害者の保護を図る。	
		② 連絡体制の整備 (生活安全室)	・犯罪等の現場に遭遇した場合、警察等への通報等の連絡体制の充実。	
	(3) 保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の推進	① 保護者、地域、関係機関等との連携の充実 (こども部、教育委員会)	・幼児・児童・生徒等の通学時の安全確保を図るため、積極的に情報発信すると共に連携の充実を図る。	
		② 通学路周辺及び施設の安全点検 (こども部、教育委員会)	・定期的に安全点検を実施し、該当する施設管理者等へ情報を伝え情報の共有化を図り改善に努める。	
				<p>・安全で安心して暮らせるまちづくりに関する関係部局が連携して、各施策等を円滑に推進、処理できるよう連絡体制の整備を図る。(安全で安心なまちづくり連絡協議会)</p> <p>・安全対策情報ネットワークの活用・充実を図り、不審者の情報等を迅速、的確に提供する。 参考：平成17年度：12回、平成18年度：17回、平成19年度：26回</p> <p>・安全対策情報ネットワークの更なる活用と充実及び各部局、関係機関等との連携強化を図る。</p> <p>・交番の適正な配置について、関係機関と協議を行っており、引き続き協議して行く。 参考：大久保交番移設計画 検討中</p> <p>・特別・合同・通常パトロール実施の際に、被害者の保護に留意して行く。</p> <p>・安全対策情報ネットワークの更なる活用と充実を図って行く。</p> <p>・安全対策課や青少年センターから発信される不審者情報等を保育所・幼稚園・こども園並びに私立の保育園と幼稚園にも提供し、保護者の注意を喚起する。 ・青少年センターから発信される不審者情報等を保、幼、小、中及び放課後児童会に伝え、保護者に注意を促す。 ・安全に関する情報は、警察、県教育庁、近隣市教委、本市青少年センター等と連携を図り、各学校(園)にリアルタイムで情報を伝える。また、全学校で安全マップを作成し、通学路の安全確保を図ると共に PTA 等と連携して見回りや見守る体制を作る。</p> <p>・施設職員による施設内及び施設周辺の安全点検を実施するとともに、こども部職員が業務で外出した時、なるべく保育所・幼稚園周辺のパトロールを実施する。 ・放課後児童会において、緊急時通報用の赤色灯・サイレンの作動確認を年2回以上実施する避難訓練時に行う。 ・全小学校において、スクールガードリーダーの指導のもと、保護者、地域が協働して通学路周辺及び施設の安全点検を行う。</p>

2. 市・市民・事業者の協働意識の醸成

◎協働による地域防犯活動の推進：地域における生活安全の拡充に向け、より大きな効果を上げるため各地域において市・市民・事業者・警察等が一体となり、地域防犯活動に取り組む。

事業		事業概要	事業内容
市	(1) 地域防犯活動への支援	① 犯罪関連情報の提供 (生活安全室)	・ケータイ緊急情報サービス「ならしの」及びホームページの更なる充実。 ・「安全活動掲示板」の活用を充実を図る。(2ヶ月毎更新) (公民館7、図書館3、コミュニティ2、ゆうゆう館 計13施設に掲示。)
		② 防犯マップの作成 (生活安全室)	・防犯指導員により、地域安全マップ作成：134町会 (54.4%) ・「安全活動掲示板」を年2回地域へ発行：10月、3月
		③ 地域防犯活動物品の貸与 (生活安全室)	・貸与物品の充実を図って行く。 団体数：平成16年度3月末24団体 平成17年度3月末48団体 平成18年度3月末84団体 平成19年度3月末98団体 平成20年度自主防犯団体新規15団体の設立を目指す。 基本計画最終年度目標 173団体
		④ チラシ・パンフレット等啓発物の提供 (生活安全室)	・地域における犯罪の未然防止に向け、市民一人ひとりの防犯知識の向上と普及に努める。 ・防犯知識の向上を図るため、充実した啓発キャンペーン等を実施する。 ・市民まつり、市内7駅(10月の月間中)、消費生活展、駐輪場での防犯診断等で啓発チラシの配布
		⑤ 防犯パトロールカーによる支援 (生活安全室)	・地域で実施する自主的な防犯パトロールへ防犯パトロールカーで参加し、拡充の支援を行う。 平成16年度：15団体 平成17年度：24団体 平成18年度：46団体 平成19年度：47団体
		⑥ 顕彰の実施 (生活安全室)	・防犯活動に顕著な者等へ顕彰を行い、意識の高揚を図る。 ・防犯協会と習志野警察署の連名にて、特に活動が盛んな団体を防犯功労団体として表彰する。 参考：平成19年度：10団体表彰
(2) 高齢者等を対象とした施策の検討	① 知識の普及・啓発活動 (生活安全室、保健福祉部)	・相談を受ける立場にある、民生児童委員、高齢者相談委員等に情報提供を行うと共に、高齢者対象の事業やあじさいクラブにおいて、高齢者に直接普及啓発を行う。	・全体研修や地域会議等の機会に防犯に関する情報を提供。 ・地域活動の中で直接高齢者に声をかけるなど普及啓発を行う。
	② 相談窓口の充実 (保健福祉部、生活安全室)	・地域包括支援センターの総合相談機能として、高齢者の消費生活や暮らしに関することも含め、相談の充実を図る。	・くらしの安全相談の充実を図る。 ・高齢者の総合相談機能をさらに充実し、高齢者がまきこまれやすい犯罪等の情報を得ながら相談にあたる。
	③ 地域の高齢者見守りネットワーク作りの推進 (保健福祉部、生活安全室)	・認知症等、支援の必要な高齢者の早期発見と見守りの中で異変に早く気づき対処できる地域づくりを推進する。	・「災害時要援護者支援」の取組みにあわせ、地域における高齢者支援のネットワークづくりに向けた体制を整える。
(3) 保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の推進	① 「子ども110番の家」の拡充 (教育委員会)	・各小学校区単位に児童・生徒の登下校時の安全を確保するため、協力者の拡大及び制度の充実を図る。	・平成20年度4月現在1,071軒の協力を得ている。今後も新規加入を呼びかけていく。学校では、児童生徒に緊急避難場所として周知の徹底を図っている。また、犯罪発生時の抑止力となっている。
	② 「青少年健全育成協力店」の拡充 (教育委員会)	・終日成人が常駐する店舗の協力を得て、非行防止・危険回避及び地域の環境浄化活動の充実を図る。	・事業主の高齢化や後継者不足等から事業を辞める店が多く、新規開拓は難しい。今後は「子ども110番の家」と一本化を進めていく予定である。

3. 自主・自立の精神の醸成

◎自らを守る意識の高揚:市民一人ひとりの防犯意識の高揚等に努め、「自分のことは自分で守り、自分たちの地域は自分たちで守る」という、まちづくりの原点に立って、住民自らが防犯意識を保持する。また、地域においてお互いを助け合える関係が醸成できるコミュニティの構築を図る。

事業		事業概要	事業内容
市	(1)知識の普及と啓発活動の推進	①地域の防犯意識の高揚 (生活安全室)	<ul style="list-style-type: none"> 啓発キャンペーンの実施:市民まつり、月間事業等 まちづくり出前講座の充実 安全活動掲示板の活用 ホームページの充実 等を図り、防犯意識の高揚を図る
	②「安全で安心なまちづくり月間」 (生活安全室)	<ul style="list-style-type: none"> 防犯施策が効果的に展開できるよう、強化月間に実施する各種行事の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 各駅での啓発キャンペーンの実施 防犯研修会の実施:2月7日 防犯講演会の開催:10月4日 合同パトロールの強化:毎週1回実施 特別防犯パトロールの強化:駅周辺の徒歩によるパトロール実施:10月24日(金) 防犯診断の実施:市管理の駐輪場
	③広報活動の推進 (企画政策部、生活安全室)	<ul style="list-style-type: none"> 防犯施策、行事、犯罪情報等を適宜、広報、ホームページ、携帯メール、出前講座等を活用し、推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報・ホームページ・テレビ広報・携帯メール、一般報道機関等を通じて、安全で安心なまちづくりへの取り組みや青少年防犯ボランティアの活動、犯罪情報、防犯にかかる行事等の情報を市民に提供し、防犯知識の普及啓発に努める。 《携帯メール登録者数》 平成22年度までの目標 : 6,000件 平成20年度の目標 : 5,000件 安全活動掲示板の活用 広報習志野による防犯活動団体の組織化の呼びかけ等 携帯メール及びホームページを活用した犯罪発生状況の提供
	④市民まつりにおける啓発活動 (生活安全室)	<ul style="list-style-type: none"> 市民まつりに防犯コーナーを設け、チラシや防犯グッズ等を配布し、防犯意識の高揚を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 7月27日の市民まつりで防犯コーナーを設け、来場者の相談や「キラット・ジュニア防犯隊」による啓発活動(1,000部)の実施及び隊旗を先頭にオープニングパレードへも参加する予定。
	⑤事業者への啓発活動 (市民経済部、生活安全室)	<ul style="list-style-type: none"> 従業員への防犯意識の普及と啓発並びに防犯対策を施した施設の整備等について協力依頼や支援施策を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 商工会議所における所用車での防犯パトロールについて継続して協力依頼を行う。 企業団体等を通じ、防犯対策に対する啓発並びにパトロールの協力依頼を行う。 本市の職員に対しては、連絡協議会を開催し、委員を通じて職員へ防犯についての知識の普及を図る。
(2)人材の育成	①研修会や講演会等の実施 (生活安全室)	<ul style="list-style-type: none"> 人材を育成するための研修会や講習会等を計画的に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 防犯研修会:2月7日(土)、防犯講演会:10月4日(土)を開催し、地域で実施される防犯活動のリーダーとなる人材の育成を図っていく。
	②防犯指導員等の育成 (生活安全室)	<ul style="list-style-type: none"> 防犯指導員等の育成を図ると共に連絡網を充実し、活用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 研修会、講演会等を開催し、育成を図る。 防犯指導員による地域安全マップの作製を引き続き行う。
(3)保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の推進	①安全教育の充実 (こども部、教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> 幼児、児童、生徒等が防犯についての知識を身に付け、安全に避難する方法等についての安全教育の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 毎月実施している避難訓練の中で、習志野警察署の協力を仰ぎ、不審者対策訓練を実施する。 放課後児童会の避難訓練は、安全対策マニュアルに基づき、年2回以上実施すると共に各学校の教頭と連携を図る。 警察及びスクールガードリーダーの指導のもと、より実践的な不審者侵入対応訓練を各校で実施する。
	②青少年防犯ボランティア「キラット・ジュニア防犯隊」の育成 (生活安全室、教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> 全小、中学校の児童・生徒が参加し、防犯活動を展開する「キラット・ジュニア防犯隊」の拡充を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 誕生して4年目を迎える「キラット・ジュニア防犯隊」の更なる拡充を図る。 平成17年度:84名 平成18年度:119名 平成19年度:167名 平成20年度:195名

4. 都市環境整備

◎犯罪防止に重点を置いた都市環境整備：犯罪防止の取り組みは、道路、公園、駐車場といった、公共施設の犯罪が発生しにくいハード面の整備と共に、公共施設等への落書き、ごみの散乱、屋外広告物の氾濫による都市環境美化の損失が、犯罪多発の要因といわれていることから環境浄化というソフト面（＝維持管理）が含まれた都市環境づくりを推進する。

事業		事業概要	事業内容	
市	(1) 犯罪防止に配慮した都市環境の整備	①道路照明灯及び防犯灯の整備 (都市整備部、生活安全室)	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪の抑止を図るため、効果的な整備を計画的に実施する。また、スーパー防犯灯の整備についても関係機関へ要望する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー防犯灯については、平成18年度、JR 津田沼駅北口周辺に千葉県警により5基設置されたが、谷津、袖ヶ浦、秋津、香澄の埋立て地区にも設置要望があることから、引き続き千葉県警に設置要望を行う。 ・市内の各町会・自治会等から防犯灯の新設・付替要望を受け、現地を確認し、整備をする。また、地区予算要望等の要望を受け、道路照明灯を設置する。
		②公共の駐車場の施設整備や管理運営の強化 (総務部、教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車盗難や車上狙いを防止するため、照明等の施設整備や管理運営の強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所来庁者の車両や公用車の盗難、車上狙い等を防止するため、警備員による巡回パトロールの実施及び防犯灯等の施設整備を行い管理強化を図っていく。
		③地下式や階層式の立体自転車等駐輪場の施設整備や管理強化 (都市整備部)	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯に配慮し、照明、カメラ等の施設整備や管理運営の強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備は予算の範囲内で適宜実施する。また、管理強化については、夜間巡回を適宜実施する。
		④公園における樹木等の配置及び剪定 (環境部)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集体制を強化し、死角をつくらない樹木等の配置、剪定を定期的に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園パトロール及び管理団体、管理業者との連携により、防犯上好ましくない樹木の剪定・伐採を実施し防犯対策を図る
		⑤公園における照明灯の整備 (環境部)	<ul style="list-style-type: none"> ・照明灯の適切な整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した照明灯の修繕及び照明灯周辺の樹木の剪定を行い、明るい公園の確保に努める。
		⑥公園内の施設の適正な維持管理 (環境部)	<ul style="list-style-type: none"> ・定期点検を実施し、遊具の破損、落書きの除去、ごみの散乱防止等、施設の適正な配置と維持管理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具の破損、落書き等について公園パトロール及び管理団体、管理業者との連携により早期発見に努め、事故防止に努める。
		⑦防犯性を考慮した公共建物の整備 (総務部、教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯の観点から、死角をつくらない防犯性の高い施設整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現庁舎では、防犯性の高い施設整備が困難であることから、警備員による巡回パトロールの強化を行う。
		⑧公共施設の防犯に考慮した計画・設計の指導 (教育委員会・都市整備部)	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯性を高め、市民が安心して利用できる建物の整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度については、公共施設等の計画・設計はない。
		⑨市有地及び公共施設の安全な環境保持に向けた適正な維持管理 (財政部、総務部)	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な環境を保持するため、雑草の除去、建物の管理など、適正な維持管理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市有地(普通財産)にあつては、年2回除草する。 ・市有地の適正な維持管理に努めるため、境界確定地については、適宜、木柵設置を行う。 ・開発行為等により帰属を受けた集会施設用地にあつては、使用賃借契約により借受人である地元町会で維持管理を行う。 ・庁舎周辺の安全な環境を保持するため、年3回の除草及び年1回の樹木剪定を行う。
		⑩通学通園等に使用している公共施設の定期的な施設点検 (教育委員会、都市整備部)	<ul style="list-style-type: none"> ・死角をつくらない樹木等の配置、剪定、照明灯による明るさの確保など、定期的な施設点検を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回の定期パトロールを実施。
		⑪通学通園等に使用している公共施設の適正な整備及び維持管理 (都市整備部)	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な施設点検により、得られた情報を基に、施設の整備及び維持管理を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路要望・地区予算要望等の要望を受け施設の整備をする。また、定期パトロール、市民からの通報等により維持管理を図る。
(2) 保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の推進	①学校等における安全(防犯)対策管理体制の整備 (こども部、教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・安全対策についてのマニュアルを活用し、職員研修、児童・生徒の訓練等を行い管理体制の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設ごと、安全対策マニュアルを作成し、マニュアルに基づいた訓練を実施する。 ・放課後児童会の安全対策マニュアルに基づき、各児童会ごとに訓練を実施する。 	
	②侵入者に対する防犯警備機器の活用 (こども部、教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラ、緊急通報装置等、防犯警備機器を活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「緊急通報システム」を利用した、防犯訓練を年間2回以上実施する。 ・全放課後児童会に緊急用赤色灯・サイレンを配備している。また、確実に活用できるよう作動確認、利用方法の研修を行う。 ・各学校で策定している不審者対応マニュアルにより、より実践的な訓練を実施する。 	
	③学校等における出入口の限定等、管理の徹底 (こども部、教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・保、幼、小、中学校の出入口はできるだけ限定するなど、管理の徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各保育所・幼稚園・こども園では可能な限り出入口を1箇所限定する。外部訪問者に対しては、訪問記録簿の記入を義務づける。 ・放課後児童会の出入口は必ず2ヶ所確保している。 ・小・中学校においても、可能な限り出入口を1ヶ所に限定し、外部からの来校者について受付で記録簿に記入してもらい入室者の把握に努めている。 	